

デイサービスきらり重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービス及び鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

当サービスの利用は、原則として要介護認定等の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定等をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

名称	庄内まちづくり協同組合「虹」 (法人番号 3904-05-002123)
代表者名	代表理事 黒子 和彦
設立年月	2004 年 4 月 15 日
所在地	(住所) 〒997-0824 山形県鶴岡市日枝字海老島 36 番 4 号 (電話) 0235-24-5321 (Fax) 0235-24-5326

2. 事業所の概要

事業所の種類	通所介護事業及び鶴岡市介護予防・日常生活支援事業
事業の目的	介護の必要な高齢者の生活支援を目的とします
事業所の名称	デイサービスきらり
事業所の所在地	鶴岡市日枝字海老島 36 番 4 号
電話番号	0235-24-5628 (Fax) 0235-24-5629
管理者	奥山 朋子
利用定員	33 名
事業所の運営方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行います。
開設年月	2007 年 12 月 17 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域：鶴岡市（旧温海町地域、旧藤島町地域を除く）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土・日曜日が休日です）
サービス提供時間帯	午前 8 時 30 分～午後 1 7 時 30 分

※年末年始の休業については別に定めます。

4. 職員の体制

職種	常勤・非常勤及び兼務の状況等
管理者	1 名常勤
看護職員（機能訓練指導員）	1 名常勤・3 名非常勤
生活相談員	2 名常勤（1 名常勤、1 名管理者兼務）
介護職員	6 名常勤（5 名常勤、1 名管理者兼務）・1 名非常勤
調理員	業務委託

5. 当事業所が提供するサービスと利用料

(1) サービス利用料金

別紙料金表の通りとします。（厚生労働大臣の定める基準に従っています。）

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

(2) その他の費用

食事提供にかかる食費として徴収いたします。(別紙料金表の通りとします)

また、季節の行事での菓子類・写真、趣味活動に使用する材料費の実費等について個人負担をお願いします。

(3) 利用料のお支払方法

(ア) 口座引き落とし—契約による手続きとなります。

当月の利用料を翌月 15 日までに明細を送付し、25 日に口座引き落としを行います。

(イ) 上記以外の場合は、現金で集金いたします。

当月の利用料を翌月 15 日までに請求書を送付します。翌月月までにお支払を頂きます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、ご契約の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日まで事業者申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、当日の予定サービスの規定料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・利用者または家族が施設や事業所職員または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたくなど）、精神的暴力（大声を発する、怒鳴るなど）ならびにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触るなどの行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、利用者に対して文書で通知することにより、契約を解除することが出来ます。

6. 緊急時の対応について

- (1) サービス提供時において、利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な対応を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご契約者及び利用者に連絡いたします。

7. 事故発生時の対応について

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県市町村及び利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、所定の「事故等発生状況報告書」の書式により、関係者の状況、事故等の内容、対応等を記録し、県市町村に報告します。また、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- (2) 事業者は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

○受付担当 管理者 奥山 朋子

○受付時間 9:00～17:30

○電話 0235-24-5321 Fax 0235-24-5302

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鶴岡市健康福祉部 長寿介護課	所在地 鶴岡市馬場町 9-25 Tel 0235-25-2111 Fax 0235-29-5658 対応時間 8:30～17:15
山形県国民健康保険団体連合 会（国保連）	所在地 寒河江市大字寒河江字久保 6 番地 Tel 0237-87-8006 Fax 0237-83-3354 対応時間 9:00～16:30

9. 第三者評価について

当事業所は第三者評価機関による評価を実施しておりません。

サービスの提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日 デイサービスきらり

説明者氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者

年 月 日

住所

氏名 _____ (印)

代理人（もしくは立会人）

住所

氏名 _____ 続柄 () (印)